袖ケ浦市防火水槽設置基準

1 設置基準

「袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱」(以下「指導要綱」という。)に伴う 消防水利のうち防火水槽を設置する場合、区等からの要望により防火水槽 を設置する場合及び公共施設等に防火水槽を設置する場合は、指導要綱の 消防水利の基準によるほか、本設置基準により設置を行うものとする。

(1) 宅地開発事業により設置する場合

宅地開発事業により設置する防火水槽は40㎡以上とする。また、防 火水槽の配置は、指導要綱の配置計画に基づき配置する。

(2) 要望等により設置する場合

要望等により設置する場合は、防火水槽及び消火栓等の消防水利が充足されていない地域を原則とする。

(3) 中高層建築事業により設置する場合

中高層建築事業においては、総延床面積が6,000㎡未満は40㎡ 以上を1基以上、10,000㎡未満は100㎡以上の防火水槽を1基 以上設置すること。

総延床面積が10,000㎡以上の場合、防火水槽の容量は別途協議とする。

(4) 大規模公共施設等への設置

大規模公共施設等には100m³以上の防火水槽を1基以上設けること。

2 設置位置

消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設置すること。

3 構造基準

防火水槽の構造等については、建築基準法を遵守し、袖ケ浦市宅地開発 整備基準に基づくものとすること。

4 築造用地及び基準

市有地又は公共的用地であること。(土地については寄付又は買取ができ、市有地とすることができる場合も含む。)

工事用車両のスペースが設けられ、大型車両による搬入等が可能なこと。 (概ね100㎡以上とする。ただし、状況により作業に支障がない場合は、 これ以下とすることができる。) 地質が良好であること。

5 承認申請

防火水槽を設置する際、事業主は袖ケ浦市消防本部と事前に協議した上で、「事前協議終了に伴う承認申請書」(第1号様式)を提出し、承認を受けること。承認を受けたのちには、速やかに「消防水利設置申請書」(第2号様式)を提出し、「事前協議終了に伴う承認通知書」(第3号様式)にて承認されること。

6 事業計画及び構造変更

承認及び申請書提出後、事業計画及び構造等に変更が生じる場合は、速 やかに、消防本部警防課に連絡し、再協議を行い「事前協議内容変更承認 申請書」(第4号様式)を提出し、変更承認を受けること。

また、「変更申請に伴う承認通知書」(第5号様式)にて承認されること。

7 報告・検査等

(1) 完了報告・検査

事業主は防火水槽の設置が完了した後、「事業終了に伴う完了報告書及び検査願い」(第6号様式)を提出し、完了検査を受けること。

なお、空地用水槽で、現場打ち防火水槽の場合は、掘削後、鉄筋の配筋が完了し、コンクリートの打設前及びコンクリート打設後の型枠を撤去し、防水モルタル塗布前の写真を添付すること。また、二次製品防火水槽の場合は、掘削後の基礎砕石敷均時及び設置時の写真を添付すること。

(2) 充水報告·検査

完了検査終了後、事業主は防火水槽への充水を行い、充水完了後「防 火水槽充水完了報告書及び検査願い」(第7号様式)を提出し、検査を受 けること。市は検査終了後「防火水槽充水完了確認書」(第8号様式)に て防火水槽への充水を確認した旨の通知を行う。

(3) 減水調査

充水後、事業主は、約1ヶ月間減水の確認を行い、「防火水槽減水状 況調査報告書」(第9号様式)を提出すること。

なお、検査開始後、漏水又は大幅な減水が確認された場合、事業主は 原因を調査し、修繕すること。

(4) 吸水試験

導水装置のある防火水槽は吸水試験を行うこと。

(5) 完成申請書

上記項目が全て承認された際には、「消防水利完成申請書」(第10号様式)を提出し完成検査を受けること。

(6) 完成確認書

提出書類に不備がなく、検査等においても消防本部警防課より指示事項がなければ「消防水利設置完成確認書」(第11号様式)を事業主に通知する。

8 施設の維持管理

完了検査、減水検査及び吸水試験後、所有者等は防火水槽の適切な維持 管理を行うこと。(所有者等とは、事業主又管理者)

また、設置した防火水槽の管理について、指導要綱第24条第3項に基づき市に帰属した場合は、管轄する消防署が適切に施設の維持管理をすることとする。

なお、災害等により防火水槽を使用した場合は市が充水を行う。そのため、敷地内への立ち入りがあることについては、所有者等は居住者等に事前に説明すること。

この基準は、平成16年 6月 1日から適用する。

この基準は、平成24年 6月 1日から適用する。

この基準は、令和 6年 1月 1日から適用する。